

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月10日

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【電話番号】 03-5293-3693

【届出の対象とした募集内国投資 U B S 中国株式ファンド
信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資 上限 1兆円
信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、信託報酬の引き下げおよび信託期間の無期限への変更等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部分_____は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成19年5月8日 信託契約締結、設定日、運用開始

平成28年8月9日 信託期間を5年間延長

<訂正後>

平成19年5月8日 信託契約締結、設定日、運用開始

平成28年8月9日 信託期間を5年間延長

平成29年3月11日 信託報酬の引き下げおよび信託期間の無期限への変更

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率2.12976%（税抜年率1.972%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.950%	委託した資金の運用の対価
販売会社	1.000%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.022%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

なお、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.1278%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率2.25756%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率または当ファンドの資金動向等によって、実質的な信託報酬率は変動します。

(以下略)

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.80576%（税抜年率1.672%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.800%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.850%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.022%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

なお、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.1278%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.93356%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率または当ファンドの資金動向等によって、実質的な信託報酬率は変動します。

(以下略)

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(前略)

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税 0.315%（注））の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税金、買取請求の内容などについて、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税 0.315%（注））の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金連合会等である場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税金が適用されます。

税金、買取請求の内容などについて、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

<訂正前>

<参考情報>

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.00%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。詳しくは、販売会社または前記照会先にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に 年率2.12976% (税抜年率1.972%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.950%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>1.000%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.022%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 投資対象とする投資信託証券 当ファンドの純資産総額に対して年率0.1278%程度(委託会社が試算した概算値) 実質的な負担 当ファンドの純資産総額に対して 年率2.25756%程度 その他の費用・手数料 諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 <table border="1"> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 <table border="1"> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	委託会社	0.950%	委託した資金の運用の対価	販売会社	1.000%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.022%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
委託会社	0.950%	委託した資金の運用の対価																	
販売会社	1.000%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																	
受託会社	0.022%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価																	
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用																		
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等																		
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料																		
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用																		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成28年11月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

<参考情報>

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.00%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。詳しくは、販売会社または前記照会先にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に 年率1.80576% (税抜年率1.672%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.800%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.850%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.022%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	委託会社	0.800%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.850%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.022%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.800%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.850%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	0.022%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
	投資対象とする 投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.1278%程度(委託会社が試算した概算値)									
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率1.93356%程度									
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 <table border="1"> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> 実費として、原則発生 of 都度ファンドから支払われる主な費用 <table border="1"> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等										
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料										
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用										

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成28年11月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

※法人の場合は上記と異なります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金連合会等である場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税金が適用されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

平成19年5月8日から平成34年5月6日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等、その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長する場合があります。

<訂正後>

無期限とします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。